

# 土岐市 通学路安全プログラム

## 1 目的

人々の生活の変化と各市町の道路状況が変化し、自動車が狭い道を通り抜けたり、自動車が速いスピードで歩行者の近くを走っていったりすることが見られるようになった。自動車と歩行者とが大変近い距離に置かれる状況が続いている。

これにより各地で歩行者に自動車がつっこむ事故が発生するようになり、社会問題となっている。それを受けて、通学路について見直しを迫られたり、行政としてできることを考えたりすることが求められるようになってきた。

この会の目的は児童生徒が安全に登下校できるよう、常々、通学路環境を点検したり、見直したり、改善したりしていくことを関係者が連携して具現することとする。

\*ここで示す通学路とは児童等が通学の際に利用する道路のうち、法令等に照らして一定の要件を満たしていると学校が認めた区間について、学校がPTAとの協議の結果、決めたものを指す。

## 2 通学路の安全確保に向けての基本理念について

### (1) 安心安全な通学路の指定

これまでに活用されてきた通学路に限定せず、社会の変化にあわせて、通学路を柔軟に見直すことも必要である。通学路については、たとえ児童が遠回りをしたとしても、安全な場所を選定し、通学させるようにする。各学校は常に危険箇所を把握し、PTAとの協議を重ねるようにする。

### (2) 安全教育の推進と指導の継続

各学校は毎年、交通安全教室を実施する。その折には交通安全協会、警察、安全リーダーとの連携を図り、指導する。またPTAを巻き込んだ交通安全指導も考慮する。



### (3) 地域との連絡、協力による安全確保

各学校の管理職または担当者が地域のまちづくりの会、青少年の会等へ参加する際、通学路に関する問題について説明し、改善に向けて協力をいただくよう働きかける。

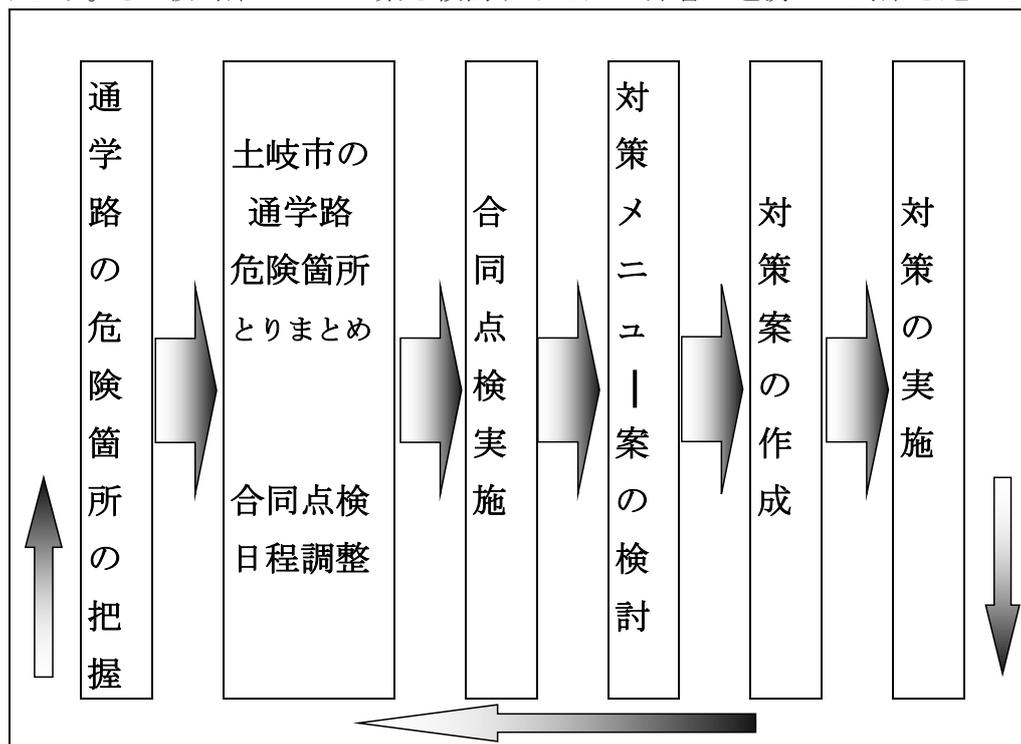
#### (4) 通学路の環境整備

学校は行政、地域住民やP T Aと協力して環境の整備を進める。

### 3 取組について

#### (1) 基本的な考え方

通学路を中心に点検をし、合同点検を必要とする事案を整理し、合同点検へとつなげます。その後対策メニュー案を検討すると共に部署が連携して対策を施します。



#### (2) 具体的な取組

##### ①学校ごとに通学路の点検をし、危険箇所を把握する

ステップ1 教師、P T Aとの点検

##### ②点検後の通学路危険箇所のとりまとめをする

ステップ2 教育委員会へ報告、一覧の整理

##### ③合同点検の実施

ステップ3 合同点検を要する箇所を決定

ステップ4 各部署担当を交えた合同点検

##### ④協議会での精査

ステップ5 協議会の開催、対策案の作成

##### ⑤各部署による対策改善

ステップ6 対策の実施

ステップ7 地域、保護者への改善報告

⑥学校への報告

ステップ8 地域、保護者への改善報告

児童生徒への指導とPTAへの周知

4 通学路の危険箇所、改善箇所についての公表について

主に小学校区ごとに危険箇所を公表する。さらに改善箇所について公表する。

NO	学校区	危険箇所数	(道路構造)	(施設)	(規則)	(その他)
1	土岐津小学校					
2	下石小学校					
3	妻木小学校					
4	濃南小学校					
5	駄知小学校					
6	肥田小学校					
7	泉小学校					
8	泉西小学校					
9	土岐商業高等学校					

\*土岐商業高等学校については自転車による通学路危険箇所について検討を進めていく

5 協議会の構成について

(1) 構成員

1	国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所
2	岐阜県多治見土木事務所
3	岐阜県多治見警察署
4	土岐市連合自治会
5	土岐市小学校校長会
6	土岐市中学校校長会
7	土岐市幼稚園園長会
8	土岐市PTA連合会
9	岐阜県立土岐商業高等学校
10	土岐市建設部
11	土岐市教育委員会

(2) 各担当等の役割について

- ・土岐市教育委員会  
→学校安全計画の策定と会の開催要請と連絡、各学校への指導
- ・道路管理者  
(多治見砂防国道事務所・岐阜県土木事務所・土岐市建設部、土木課、監理用地課)  
→通学路等の道路、歩道等の整備と安全確保
- ・多治見警察署  
→道路の安全対策、規制、指導等
- ・学校  
→危険箇所の点検、通学路の情報収集、安全計画の作成、通学指導
- ・P T A  
→危険箇所等の報告、協議、街頭指導

6 年間取組計画 (予定)

月	活 動 内 容	対応等
4 月	学校毎に通学路の点検をし、危険箇所の把握	各学校等
5 月	点検後、通学路危険箇所の把握	各学校等、学校教育課
6 月	合同点検を要する箇所を決定	学校教育課
7 月	各部局担当を交えた合同点検	学校教育課、関係部局
8 月	協議会の開催、対策案の作成	学校教育課、関係部局
9 月	対策の実施	関係部局
10 月	対策の実施	関係部局
11 月	対策の実施	関係部局
12 月	地域、保護者への改善報告	各学校等
1 月	安全教育の推進と指導の継続	各学校等
2 月	安全教育の推進と指導の継続	各学校等
3 月	安全教育の推進と指導の継続	各学校等